

# ハウステンボス年間パスポート規約

## 第1章 総則

### 第1条 (本規約の範囲)

- 本規約は、ハウステンボス株式会社（以下「当社」といいます）が提供する「年間パスポート」の利用条件を定めるものです。年間パスポートを所有するすべての方（以下「年間バス所有者」といいます）は、本規約に同意の上、年間パスポートを利用するものとします。
- （本規約の適用者）  
本規約は、2025年6月21日以降に新規購入されたお客様に適用されます。2025年6月20日以前に購入されたお客様は現行の「年間バスポート会員規約」が適用され、更新月2026年1月以降に手続完了後、本規約が適用されます。

### 第2条 (目的)

- お客様がハウステンボスへ来場及びサービス・商品を利用するに際し、「ハウステンボス年間パスポート」によってお客様の利便性を高め、ハウステンボスがお客様の生活空間のひとつとなり、心豊かな生活形成に寄与する事を目的とします。
- 「ハウステンボス年間バスポート規約」（以下「本規約」といいます）は、年間バス所有者に対し提供する特典及びその運営に関する規則を定めたものです。

### 第3条 (事務局)

事務局は、長崎県佐世保市ハウステンボス町の当社に設置します。

## 第2章 利用

### 第4条 (購入)

- 本規約を承諾したうえで、第5条に定める条件を満たし、かつ所定のシステムに必要事項を登録後、当社が承諾した方を年間バス所有者とします。
- 仮手続き中は、正式な年間バス所有者として当社が承諾したものではありません。

### 第5条 (所有資格)

所有資格は以下のとおりとします。

- 下記区分の「ハウステンボス年間バスポート」を購入された、4歳以上の個人の方（4歳以上18歳未満の方にあたっては、保護者の同意を得た、本規約を遵守できる方）なお、年齢による区別は以下のとおりとします。

大人	18歳以上
シニア	65歳以上
シニア75	75歳以上
ジュニア	6歳以上（小学生以上）18歳未満（高校生以下）
未就学	4歳以上6歳未満

- 暴力団、暴力団関係企業・団体その他これらに準じるもの（以下、「反社会的勢力」という）ではないこと・反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び、反社会的勢力の構成員またはその関係者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証できること。

### 第6条 (年間バスポートの提供)

- 本サービスにおいて提供される「ハウステンボス年間バスポート」（以下「年間バスポート」といいます）は、ハウステンボス株式会社が発行する年間有効の入場バスポートを指します。
- 年間バスポートは、下記2つの形態があります。  
(ア) デジタル年間バスポート  
(イ) カード型年間バスポート
- 年間バスポートの購入には、ハウステンボス アカウントの新規登録が必要です。
- 年間バスポートの購入手続きが完了した時点で、年間バスポートとして有効化されます。
- 年間バスポートの利用に際し、当社より本人であることを証明できるもの提示を求められた場合、その要請に応じるものとします。
- カード型年間バスポートは、窓口にて希望された場合にカード発行料として￥500（消費税込）を支払ったのち受け取ることができます。
- 紛失、盗難、破損、又は滅失などにより、カード型年間バスポートを再発行する場合、再発行手数料として￥500（消費税込）を支払うものとします。
- お客様は、同一氏名で複数の年間バスポート番号を取得してはならないものとし、当社はお客様の承諾なくして複数の年間バスポート番号を1つの年間バスポート番号に統合できるものとします。この場合、統合された年間バスポートは失効し、お客様は失効した年間バスポートを当社へ返却するものとします。但し、第10条に定める年間バスポート所有資格の有効期限が切れてからの再更新については、この限りではありません。
- 個人情報の不正使用を回避するため等当社が管理上必要と認めた場合には、お客様は年間バスポートと年間バスポート番号の差替えに応じることを承諾します。

### 第7条 (年間バスポート特典)

- 当社は、年間バス所有者が利用できる特典、各種サービス（以下総称して「年間バスポート特典」といいます）を定めるものとし、その内容については、年間バスポート特典のご案内に記載し、又、当社が運営するウェブサイトで30日前までに告知するものとします。
- 当社は、年間バスポート特典の全部又は一部につき廃止その他の変更ができるものとします。
- 当社は、年間バスポート特典の内容を変更した場合、当社運営のウェブサイトのいずれかの手段にて30日前までに告知するものとします。
- 年間バスポート特典の提供期間は、第10条に定めた年間バスポートの有効期間に準じます。
- 第5条1号に定める所有資格のジュニアが18歳に達した場合であっても、その有効期限まで資格を有するものとします。
- 第5条2号に定める所有資格のシニア、シニア75については、新規購入または更新時の年齢によるものとし、有効期間内に大人からシニアへ、シニアからシニア75へ変更することはできません。

### 第8条 (本規約・規定・特約の適用と義務)

年間バス所有者は、本規約を遵守するものとします。

### 第9条 (料金及び購入手続き)

- 年間バスポートの料金は以下の通りとします。（別紙参照）  
なお、施策により異なる料金を設定する場合は事務局、又は当社運営のウェブサイトで30日前までに告知します。
- 支払い方法は、次の各号のいずれかとします。
  - （1）ハウステンボス アカウントのマイページでのクレジットカードによる決済。ただし、当社による本人確認を経て決済は完了とします。
  - （2）当社年間バスポート受付窓口での現金支払い、クレジットカードによる決済。その他当社が認める支払方法による決済
- 料金には、手数料、管理費を含みます。
- 購入後は、原則として、一切返金しないものとします。
- 経済事情の変動等により当社が年間バスポート料金を変更する場合は、当社運営のウェブサイトにより告知するものとします。
- 次条第2項に基づき所有資格を継続更新する場合、当社が継続更新手続のご案内後に支払いができるものとします。

### 第10条 (年間バスポートの有効期限・更新)

- 年間バスポートの有効期間は、利用開始日から翌年同日の前日までとします。有効期間最終日が休園日にあたる場合、または有効期間最終日が除外日にあたる場合は、その直前の営業日が有効期間最終日となります。
- 年間バスポートの更新は、有効期間最終日の60日前よりお手続が可能です。なお、有効期間最終日より30日以上超えた場合、更新はできません。
- 年間バスポートは有効期限が切れた（失効した）場合、利用できなくなります。

### 第11条 (年間バスポートの自動更新)

- 年間バスポートはご希望された方のみ自動更新することができます。自動更新の有無は、「マイページ」より任意に設定することができます。
- 自動更新を選択された場合、有効期限の翌日にあらかじめ登録されたクレジットカードにより、年間バスポートの更新料金が自動的に決済されます。なお、クレジットカードの有効期限切れ、利用不可、その他の理由により決済が完了しない場合は、自動更新は成立せず、年間バスポートは失効いたします。
- ご登録情報の確認のため、自動更新を利用されている場合でも、5年に一度窓口での更新手手続きが必要となります。
- 自動更新は、通常料金（長崎県民料金を含む）および障がい者料金に限り適用されます。その他の特別料金につきましては、自動更新の対象外となり、窓口での更新手手続きが必要です。

### 第12条 (所有資格の譲渡禁止等)

お客様は、所有資格を事由の如何を問わず他人へ譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他一切の担保に供することはできないものとします。

### 第13条 (届出事項の変更)

- 年間バス所有者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振替口座等の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行うものとします。
- 前1項の変更手続を怠ったことにより、当社からの通知又は送付書類が延着又は不到着となつても、通常到着するべき時に到着したものとみなします。又、年間バス所有者はこれに異議を述べることはできず、これにより生じた不利益に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。メールアドレスのドメイン拒否や郵便の受領を拒絶した場合、又は転送期間の経過等により郵便が当社に返送された場合も同様とします。

### 第14条 (所有資格の停止・取り消し)

- 当社は年間バス所有者が次の各号の一つに該当した場合、有効期間中であっても所有資格の一時停止、又は取り消すことができるものとし、これにより当人は年間バス所有者としての全ての権利を失うものとします。なお、この場合当社は当人に対し一切の損害賠償義務を負わないものとします。
  - （1）本規約に反する行為があつたとき
  - （2）購入時に虚偽の申告をしたとき
  - （3）法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為があつたとき
  - （4）他のお客様に迷惑を及ぼす行為があつたとき
  - （5）当社又はお客様の信用及び名誉を著しく傷つけ、又は秩序を乱す行為があつたとき
  - （6）第5条2号の保証に反したとき
  - （7）その他お客様として相応しくないと当社が認めたとき
  - （8）本規約の変更に同意いただけないとき

### 第15条 (損害賠償)

お客様は、故意、過失を問わず、当社の施設並びに利用客に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。

### 第16条 (施設の利用制限)

- 当社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、伝染病、社会情勢や経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合には、当社の施設の一部又は全部を廃止するか、その利用を制限することができます。この場合、お客様は当社に対し補償その他何等の請求、異議申し立てをするとはできないものとします。
- 当社は、特別イベント開催日に追加入場料金や各種サービス利用除外日を設ける場合があります。その日程は、当社が運営するウェブサイトで30日前までに告知するものとします。

## 第3章 個人情報の取り扱いに関する事項

### 第17条 (プライバシーポリシー)

当社は、年間バス所有者の個人情報を、別途当社運営のウェブサイトに掲示する個人情報の取り扱いに関するガイドライン（いわゆるプライバシーポリシー）に基づき、適切に取り扱います。当社は、個人情報保護法の規定その他の機関法令を遵守するとともに、本プライバシーポリシーの内容を継続的に見直し、その改善に努めます。

### 第18条 (個人情報の収集・保有・利用・提供及び登録に関する同意)

- 年間バス所有者は、当社が以下の利用目的の範囲内で、保護措置を講じた上で個人情報を取り扱うことについて同意します。但し、次の各項の内容について変更する場合には事前に年間バス所有者に対し通知、又は公表（ウェブサイト、掲示等）いたします。
- 当社が年間バスポートを発行し、当社の顧客管理及び年間バス所有者に対する

- 各種サービスの提供等当社の正当な事業活動を行うために、必要な以下の個人情報を取得・利用すること。
- (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、購入時及び購入後に届け出た事項及び申告した事項。
  - (2) 当社が年間バス所有者の利用に関する、利用日、利用商品、利用金額、利用店名などの情報
  - (3) 利用開始日等、年間バス所有者と当社との契約内容に関する事項
  - (4) 年間バスポートの利用により発生した客観的取引事実に基づく内容
  - (5) 年間バスポートの発行・管理のために、当社が共有する事項
3. 当社が前1項各号に掲げる目的以外で以下の目的のために、個人情報を利用すること。
- (1) 当社のイベント、宿泊、ショッピング、レストラン等の総合的な営業のご案内（電子メール・電話を含む）
  - (2) 繼続更新手続きのご案内
  - (3) 年間バスポート特典の付与、その他本規約の遂行に関わること
  - (4) アンケート調査（電子メール・電話を含む）の実施
  - (5) キャンペーン等の景品の送付
  - (6) 新規サービスなど（電子メール・電話を含む）のご案内
  - (7) 当社の事業遂行のためのモニター募集等のマーケティング活動や当社の既存サービスの商品、販売、接客、キャンペーンサービスの改良、新規商品、販売、接客、新規サービス等に関する開発及び市場調査
  - (8) 当社、当社のグループ会社及び当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社が正当な事業活動に利用するため、年間バス所有者に宣伝印刷物の送付等の営業活動をすること。
  - (9) 年間バス所有者は、当社における顧客管理及び年間バス所有者に対する各種サービスの提供等当社の正当な事業活動を運営することを目的として、業務受託業者に対し、当社が個人情報の保護措置を講じた上で個人情報を預託すること
4. 次に掲げる場合については、個人情報の提供に関して年間バス所有者の同意を必要としないものとします。
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要的な場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第19条 (個人情報の管理)

- 年間バス所有者の個人情報を重要なものと認識し、当社のセキュリティーポリシーを定め、それに基づいた管理を実施します。
1. 当社は、個人情報を適正に管理するため、当社の個人情報データベース内に収納された個人情報について、厳重な安全対策を探ることにより、年間バス所有者の個人情報の取り扱いにおいては細心の注意を払い、個人情報への不正な侵入、改ざん、漏えいなどの危険防止に努めます。
  2. 当社が管理する個人情報は、配達等のサービスを委託した会社に年間バス所有者の名前と住所を知らせる場合など、第三者に通知する場合があります。この場合には、業務委託先などに対し当社が委託したサービス以外に個人情報を利用することがないように書面による契約を取り交わし、情報の廃棄を含めた取り扱い方についてチェックを行なうなど、個人情報の厳重な管理に努めます。但し、予め契約を結んでいる場合、予めお客様の同意がある場合、法令等に基づき開示の要請がなされた場合は、この限りではありません。
  3. 地位の喪失その他の事由により年間バス所有者でなくなった場合であっても、個人情報は、問い合わせへの対応等のため、年間バス所有者でなくなった理由の如何を問わず一定期間管理し、利用されます。

#### 第20条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 当社は年間バス所有者本人から保有個人データの内容が事実ではないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正等を求められた場合には、その内容の訂正等に関する他の諸法令により特別の手続が定められている場合を除き、第18条で定めた利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行います。なお、訂正等の請求は第23条に定める問い合わせ窓口にて当社所定の方法に従って受け付けるものとします。
2. 当社は開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部、又は一部を開示しないことがあります。
  - (1) 本人、又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 当社の業務の適正な実施に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の諸法令に違反することとなる場合
3. 当社は、第10条1項1号及び本条2項1号に定める期間を経過したのちは、個人情報の利用を遅滞なく停止、又は削除するものとします。

#### 第21条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)

当社は年間バス所有者が購入申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、及び本規約第3章の内容の全部、又は一部を承諾できない場合は、購入を断ることをございます。第18条2項で定める案内を希望しない場合でも、これを理由に購入を断ることはございません。

#### 第22条 (利用中止の申し出)

1. 当社は年間バス所有者本人から、保有個人データが第19条の内容に違反して取り扱われているという理由、又は適正かつ適法でない方法により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」といいます）を求められた場合、その求めが客観的に正しいと判断されるときは、その求めに応じて遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行います。なお、利用停止等の請求は、第23条に定める問い合わせ窓口にて当社所定の方法に従って受け付けるものとします。
2. 当社は、前項に基づき求められた保有個人データの全部、又は一部についての利用停止等について、利用停止等を行った時、又は第20条2項の理由により、利用停止等を行わない旨を決定した時は、年間バス所有者本人に対して遅滞なくその旨を当社所定の方法にて通知します。

#### 第23条 (個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口)

個人情報の開示、訂正、削除等個人情報に関する問い合わせや利用、提供の中止、その他ご意見の申し出等につきましては、以下の窓口にご連絡ください。

《当該個人情報の管理について責任を有する者》

〒859-3292 長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1

ハウステンボス株式会社 情報統括責任者

問い合わせは以下にご連絡ください。

《ハウステンボス年間バスポート事務局》

電話：0570-064-110 (受付時間：開園-17:00)

#### 第4章 その他

##### 第24条 (年間バスポート制度の変更)

年間バスポート制度の変更については、当社で定めるものとし、その効力はすべての年間バス所有者に及ぶものとし、年間バス所有者はこれを承諾するものとします。当社は年間バスポート制度を変更したときは、当社運営のウェブサイトで30日前までに年間バス所有者に告知するものとします。

##### 第25条 (本規約の変更)

本規約、その他の定め等の制定、変更については、当社で定めるものとし、その効力はすべての年間バス所有者に及ぶものとし、年間バス所有者はこれを承諾するものとします。当社は、本規約を変更したときは、当社運営のウェブサイトで30日前までに年間バス所有者に告知するものとします。

##### 第26条 (年間バスポートの仕様の変更)

年間バスポートの仕様の変更については、当社で定めるものとし、その効力はすべての年間バス所有者に及ぶものとし、年間バス所有者はこれを承諾するものとします。当社は年間バスポートの仕様を変更したときは、当社運営のウェブサイトで30日前までに年間バス所有者に告知するものとします。

##### 第27条 (準拠法及び裁判管轄)

本規約に基づく権利、又は法律関係には、日本国法令を適用するものとします。

2. 当社と年間バス所有者との間で本規約に関連する紛争が生じたときは、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

##### 第28条 (その他の)

本規約に定めない事項及び運営上必要な事項は、本会の目的に沿って、その都度当社が定めるものとします。

#### 付則

##### 第29条 (施行時期)

1. 本規約は、平成20年6月1日から施行いたします。
2. 本規約は、平成21年7月1日から施行いたします。
3. 本規約は、平成23年1月1日から施行いたします。
4. 本規約は、平成24年4月1日から施行いたします。
5. 本規約は、平成27年4月1日から施行いたします。
6. 本規約は、平成28年4月1日から施行いたします。
7. 本規約は、平成29年4月1日から施行いたします。
8. 本規約は、平成30年6月30日から施行いたします。
9. 本規約は、平成31年2月1日から施行いたします。
10. 本規約は、令和元年10月1日から施行いたします。
11. 本規約は、令和元年12月1日から施行いたします。
12. 本規約は、令和3年2月1日から施行いたします。
13. 本規約は、令和3年10月1日から施行いたします。
14. 本規約は、令和3年12月1日から施行いたします。
15. 本規約は、令和5年6月1日から施行いたします。
16. 本規約は、令和6年2月1日から施行いたします。
17. 本規約は、令和6年5月1日から施行いたします。
18. 本規約は、令和7年6月21日から施行いたします。
19. 本規約は、令和7年11月1日から施行いたします。

#### 第21条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)

当社は年間バス所有者が購入申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、及び本規約第3章の内容の全部、又は一部を承諾できない場合は、購入を断ることをございます。第18条2項で定める案内を希望しない場合でも、これを理由に購入を断ることはございません。

#### 第22条 (利用中止の申し出)

1. 当社は年間バス所有者本人から、保有個人データが第19条の内容に違反して取り扱われているという理由、又は適正かつ適法でない方法により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」といいます）を求められた場合、その求めが客観的に正しいと判断されるときは、その求めに応じて遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行います。なお、利用停止等の請求は、第23条に定める問い合わせ窓口にて当社所定の方法に従って受け付けるものとします。
2. 当社は、前項に基づき求められた保有個人データの全部、又は一部についての利用停止等について、利用停止等を行った時、又は第20条2項の理由により、利用停止等を行わない旨を決定した時は、年間バス所有者本人に対して遅滞なくその旨を当社所定の方法にて通知します。

#### 第23条 (個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口)

個人情報の開示、訂正、削除等個人情報に関する問い合わせや利用、提供の中止、その他ご意見の申し出等につきましては、以下の窓口にご連絡ください。

《当該個人情報の管理について責任を有する者》

〒859-3292 長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1

ハウステンボス年間パスポート料金（消費税込み）

	大人	ジュニア	シニア	シニア75	未就学児
一般新規	20,000	15,000	15,000	10,000	12,000
一般更新	17,000	12,000	12,000	5,000	9,000
長崎県民新規	14,000	10,000	10,000	10,000	8,000
長崎県民更新	14,000	10,000	10,000	5,000	8,000

※障がい者手帳割引は、一般料金からの半額料金（本人のみ）

※長崎県民料金は2024年2月1日から適応

※一般料金は2024年5月1日から適応

